

奈良県新公会堂管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九十号

奈良県新公会堂管理規則の一部を改正する規則

奈良県新公会堂管理規則（昭和六十三年十月奈良県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良春日野国際フォーラム管理規則

第一条中「奈良県新公会堂条例」を「奈良春日野国際フォーラム条例」に、「奈良県新公会堂」を「奈良春日野国際フォーラム」に、「新公会堂」を「国際フォーラム」に改める。

第二条、第三条第一項及び第四条第一項中「新公会堂」を「国際フォーラム」に改める。

第五条第一項中「奈良県新公会堂使用申込書」を「奈良春日野国際フォーラム使用申込書」に改める。

第六条中「奈良県新公会堂使用承認書」を「奈良春日野国際フォーラム使用承認書」に改める。

第七条、第十一条及び別表備考1中「新公会堂」を「国際フォーラム」に改める。

第一号様式中「奈良県新公会堂使用申込書」を「奈良春日野国際フォーラム使用申込書」に、「奈良県新公会堂館長」を「奈良春日野国際フォーラム館長」に、「奈良県新公会堂を」を「奈良春日野国際フォーラムを」に改める。

第二号様式中「奈良県新公会堂使用承認書」を「奈良春日野国際フォーラム使用承認書」に、「奈良県新公会堂館長」を「奈良春日野国際フォーラム館長」に、「奈良県新公会堂の」を「奈良春日野国際フォーラムの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県新公会堂管理規則の規定に

より提出されている申込書及び交付されている承認書であって現に効力を有するものは、この規則による改正後の奈良春日野国際フォーラム管理規則の規定により提出され、又は交付されたものとみなす。

(奈良県新公会堂管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

3 奈良県新公会堂管理規則の一部を改正する規則(平成二十六年十二月奈良県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良春日野国際フォーラム管理規則の一部を改正する規則

本則中「奈良県新公会堂管理規則」を「奈良春日野国際フォーラム管理規則」に改める。

附則第二項中「奈良県新公会堂条例の一部を改正する条例」を「奈良春日野国際フォーラム条例の一部を改正する条例」に、「奈良県新公会堂管理規則」を「奈良春日野国際フォーラム管理規則」に改める。